

# EPAの自己申告制度を 利用する輸出者の皆様、 ぜひ税関へ ご相談ください

輸出者の皆様におかれましては、EPAを利用した輸出をされていらっしゃる事業者も多くいらっしゃるかと思います。

日オーストラリア協定、TPP11協定、日EU協定及び日英協定については、自己申告制度が採用されており、税関ではEPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について相談を受け付けております。

詳しい相談方法については、裏面に掲載しておりますので、お気軽に名古屋税関 首席原産地調査官へご相談ください。



名古屋税関 業務部 首席原産地調査官

TEL. 052-654-4205

# 首席原産地調査官への相談方法

## 相談対象者

日オーストラリア協定、TPP11協定、日EU協定及び日英協定を利用して自己申告を行う方（輸出者、生産者）

## 相談内容例

輸出する貨物が相手国でEPA税率を適用できる製品となるでしょうか。輸出をする際に原産品申告書を作成したいのですが、どのように作成すれば良いでしょうか。相手国からの事後確認に備えてどのような書類を備えておけば良いでしょうか。

## ご相談方法

1.～3.の事項を記載して、以下のメールアドレスあてに送付ください。

1. ご連絡先（お名前・会社名・お電話番号等）
2. 相談したい内容
3. 相談希望日時（対面での相談をご希望の場合）

送付先メールアドレス

[nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp](mailto:nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp)

※頂きましたお問合せメールにつきましては、翌開庁日までに受領の連絡をいたします。お問合せ内容によっては、正式な回答にお時間を頂く場合もございますのでご了承ください。

## 相談先

名古屋税関 業務部 首席原産地調査官

住所：名古屋市港区入船2-3-12

電話：052-654-4205 （※）

※お電話でのご相談は承っておりませんので、上記メールアドレスへのご連絡をお願いいたします。

本相談による結果は、輸出先でのEPA税率の適用を保証するものではありません。EPA税率の確実な利用のため輸出先税関における事前教示制度の利用等をお勧めさせていただく場合もございます。

詳しくは税関ホームページ 原産地規則ポータルをご覧ください。

[https://www.customs.go.jp/roo/origin/question\\_epa.htm](https://www.customs.go.jp/roo/origin/question_epa.htm)

